

## 農林水産省における「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」の作成

このたびの宮崎県で発生した口蹄疫については、未だ本病病原体が残存している可能性があり、また、韓国などの近隣国の発生状況等に鑑みると、いったん清浄化が達成されたとしても予断を許さない状況であることから、農林水産省では、迅速かつ確実に防疫措置が実施できるよう、①防疫措置の基本方針、②異常家畜の発見の通報、③発生確認後の発生農場及び周辺における防疫措置、④移動制限区域内で講じる防疫措置等を主要な内容とする「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」を作成したことについて、地方獣医師会へ別紙とお知らせした。

22日獣発第110号  
平成22年7月2日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 農林水産省における「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」の作成

このことについて、平成22年6月24日付け22消安第2898号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、現在、宮崎県下における口蹄疫の防疫対応として、国、都道府県、関係者が一丸となり疑似患者の迅速な殺処分及び埋却等に全力を挙げているところであるが、未だ本病病原体が残存している可能性があり、また、韓国などの近隣国の発生状況等に鑑みると、いったん清浄化が達成されたとしても予断を許さない状況であることから、迅速かつ確実に防疫措置が実施できるよう、下記事項を主要な内容とする「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」を別添のとおり作成したので、これに基づいた防疫対応の実施に万全を期されたい旨各都道府県知事あて依頼したので、本会においても円滑な防疫対策の実施への協力とともに、関係者への周知、適切な対応の指導について求めたものです。

記

- 1 防疫措置の基本方針
- 2 異常家畜の発見の通報
- 3 発生確認後の発生農場及び周辺における防疫措置

- 4 移動制限区域内で講じる防疫措置
- 5 その他（道路等の消毒ポイント、移動制限区域内の畜主等の対応、疫学調査の実施等）

写

22消安第2898号  
平成22年6月24日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

### 口蹄疫防疫措置実施マニュアルの作成について

このことについて、別添のとおり都道府県知事あてに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくをお願いします。

また、貴職におかれましては、国内防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるようご指導方よろしくをお願いします。

写

22消安第2898号  
平成22年6月24日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 口蹄疫防疫措置実施マニュアルの作成について

貴職におかれましては、日頃より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、宮崎県における口蹄疫の発生につきましては、家畜防疫員の派遣など貴職からの御協力を得ながら、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平

成16年11月18日農林水産大臣公表、以下「指針」という.)等に基づく防疫対応を実施してきたところです。

また、本病の防疫対応については、国、都道府県、関係者の皆様が一丸となって疑似患者の迅速な殺処分及び埋却等に全力を挙げているところですが、未だ本病病原体が残存している可能性があり、また、韓国などの近隣国の発生状況等に鑑みると、いったん、清浄化が達成されたとしても、予断を許さない状況です。

このような状況を踏まえ、迅速かつ確実に防疫措置を実施できるよう、今般、別添のとおり、指針等に加え、口蹄疫防疫措置実施マニュアルを作成いたしましたので、御了知の上、これに基づいた防疫対応の実施に万全を期されるよう、お願いします。

なお、当該マニュアルにつきましては、必要に応じ、適宜見直しをさせていただき予定です。

## 【別 添】

### 口蹄疫防疫措置実施マニュアル

平成22年4月20日以降、宮崎県において発生が確認されている口蹄疫については、家畜伝染病予防法及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき防疫措置を講じているところであるが、万一、本病が発生した際、そのまん延防止を図るため、本マニュアルを作成し、本病の一層の防疫措置に資するものとする。

#### 1 防疫措置の基本方針

本病の防疫対策は、本病の早期発見及び早期通報のための監視体制の強化を図るとともに、発生時においては迅速な殺処分及び埋却等によるまん延防止対策を講じ、その被害を最小限に食い止めることが基本である。

#### 2 異常家畜の発見の通報

(1) 家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から異常家畜を発見した旨の通報を受けた場合は、遅滞なく県畜産主務課（以下、「畜産課」という。）に連絡し、畜産課は既に設置されている場合は国の口蹄疫対策本部（以下、「対策本部」という。）に、設置されていない場合は農林水産省消費・安全局動物衛

生課（以下、「動物衛生課」という。）に連絡する。また、当該通報に係る事項をあらかじめ定められた様式の調書に正確に記録し、緊急的な措置について口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）に基づき通報者に指導等を行うとともに現地到着予定時刻を連絡する。

(2) 家畜防疫員は、原則通報から2時間以内に当該農場に到着する。家畜防疫員は、現地到着後、車両を農場施設の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって施設内に入る。

(3) 家畜防疫員は当該施設に入って直ちに、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床検査を徹底する。その際、すべての異常家畜（異常家畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位をデジタルカメラで鮮明かつ十分に撮影すること。また、防疫指針に基づき、適切に病性鑑定用材料を採取する。

(4) 家畜防疫員は、最寄りの家畜保健衛生所から当該写真及び飼養状況や病歴等の疫学情報（不明疾病の現地調査票等）を畜産課及び動物衛生課に電子メールで直ちに送付すること。この場合においても、防疫指針に基づき可及的速やかに動物衛生研究所に病性鑑定用材料を送付し、精密検査を依頼する。

(5) 動物衛生課は、送付された写真及び情報に基づき、また動物衛生研究所及び必要に応じ専門家の意見を踏まえ、直ちに病性を判定する。本病である可能性が極めて高く直ちに殺処分する必要があると判定した場合には、直ちに畜産課にその旨を連絡する。なお、動物衛生課は政務三役及び関係部署へ直ちに情報提供する。

(6) 畜産課は当該連絡を受けたら、家畜保健衛生所を通じ農家及び市町村にその旨を連絡する。

(7) 対策本部は、直ちに職員を発生農場に派遣し、現場での防疫作業の円滑化について調整を行うとともに、家畜防疫員と共同して必要な疫学情報等の収集を行う。また、対策本部は、畜産課にその旨を通知し協議した上で、獣医師の派遣、防疫資材や投光器の手配などを直ちに行い、24時間以内の殺処分に必要な支援を行う。

(8) 写真による判定が困難な場合は防疫指針に従いPCR等の病性鑑定を実施し、その結果に基づき対応する。

(9) 家畜防疫員は、病性が決定されるまでの間、

異常家畜の所有者に対し、防疫指針に基づき飼養家畜の隔離、関係者以外の農場への立入禁止、農場の応急的な消毒等を指導し、病原体の散逸防止を図る。

### 3 発生確認後の発生農場及び周辺における防疫措置

畜産課は、異常家畜が疑似患畜と決定後、直ちに管轄家畜保健衛生所へ次の措置を指示する。

(1) 当該疑似患畜は、当該農場内で疑似患畜と判定後原則として24時間以内に殺処分を終了する。なお、豚の殺処分においては電殺や炭酸ガスによる殺処分など効率の良い方法を検討する。

(2) 迅速かつ効率的な殺処分を行うため、積極的に民間獣医師の有効な活用を行う。また、獣医師以外の者であっても獣医師の指導の下で殺処分への活用を図るものとする。

(3) 埋却地は当該農場又は当該農場の周辺とし、疑似患畜と判定後72時間以内に埋却を完了する。やむを得ない事情により、これらの埋却地を確保できない場合には、公有地（国、県等）を利用する。この際、埋却地への死亡畜の移動に際しては、動物衛生課と協議し、死体等を密閉すること等による十分な病原体の拡散防止措置を講じる。

(4) 殺処分及び埋却作業を行うに当たっては、

- ①発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシートで遮蔽すること等により、病原体の散逸を防止する。
- ②消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動物等による病原体の拡散防止を徹底する。
- ③農場周辺の通行の制限を実施し、道路への消毒薬の散布（散水車の活用を含む。）などにより、周辺の消毒を徹底する。
- ④あらかじめ発生農場内に炭酸ソーダ等の消毒薬を散布すること等により、粉じんの飛散を防止するとともに、防疫指針第2の3の(8)（防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点）に従い、発生農場からの病原体の散逸防止に努める。

### 4 移動制限区域内で講じる防疫措置

(1) 家畜防疫員は、移動制限区域内にある農場のリストアップを行うとともに、発生農場から半径3km圏内にある農場に対して電話による聴き取り

等により、これらの農場における異常畜の有無を速やかに確認する。リストアップされた全ての農場に対し、農場の出入り口に踏み込み消毒槽を設置するとともに、農場内に入る車両及び機材等についてはその入退場時に消毒するように指導する。

(2) 畜産課は国と協力して、発生後直ちに、発生農場から半径1km圏内にある農場については抗原検査及び抗体検査を、移動制限区域内にある大型肉用牛肥育農場及び大型養豚農場については臨床検査をそれぞれ実施し、口蹄疫ウイルスの浸潤状況を調査する。

(3) 畜産課は、複数の畜舎を有する農場に対して、畜舎間の家畜の移動の禁止を徹底する。

### 5 その他

(1) 道路等における消毒ポイントについては、本病の発生確認直後から、車両等による病原体の拡散防止が徹底できるよう、路線等を確認の上、畜産関係車両や防疫作業車両が消毒されるよう設置を工夫すること。特に、畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、併せて一般車両の消毒も実施すること。

(2) 移動制限区域内の農場において家畜を飼養する者及びその家族は外出及び帰宅の際、その都度着替え並びに手指及び靴底等の消毒を徹底することとし、作業着及び作業靴での外出を禁止する。農場の従業員についても同様とする。

(3) 疫学調査を実施するに当たっては、

- ①家畜防疫員は、発生の確認から21日前まで遡って実施すること
- ②農場従業員の行動歴、宅配便等の入退場、農場への訪問者等を調査すること。特に農場への訪問者等については訪問前後の行動歴についても調査すること

(4) 移動制限区域内にある共同たい肥舎については、その利用をやめること

(5) 病性鑑定について、国は現行のPCR検査に加えて簡易キットの実用化を進める。

(6) 疑似患畜の埋却が困難な場合に備え、国は移動式レンダリング車と焼却炉との組合せによる焼却の実用化を進める。